

## たいようの広場ご利用規約

たいようの広場ご利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、農地所有者(以下、「甲」といいます。)が経営する農園の管理・運営業務を受託しているグリーンエイチ(以下、「乙」という。)が提供するサービス(以下、「本サービス」といいます。)に係わる一切の關係に適用します。

### 第1条(お客様)

本サービスは、本規約を承認のうえ、乙に対して利用申込書をもって農園の利用を申込み、甲および乙が承認した方(以下、「お客様」といいます。)に対して提供されます。

2. 次の各号のいずれかに該当される方は、農園の利用を申込みることができません。

- ① 法律行為能力を有していない方(未成年者、成年被後見人、被保佐人等の法律行為に制限をされている方)
- ② 乙が指定する金融機関の自動引落しの利用が不可能な方

### 第2条(サービス内容)

甲および乙は、お客様に次のサービスを提供します。

- ① 1区画 16㎡以上の農地
- ② 植物の栽培・収穫の補助サービス
- ③ 収穫祭やセミナー等のイベント案内
- ④ 収穫物の提供サービス
- ⑤ 農作業道具の貸出サービス
- ⑥ メール配信等による情報提供サービス

### 第3条(利用申込の不承認)

第1条第1項の規定により利用申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用申込みは承認されません。

- ① 過去に本規約に違反し、退会したことがあるとき
- ② 過去に甲および乙への代金を滞納したことがあるとき
- ③ 第1条第2項に該当する、もしくはその恐れがあると合理的に判断されるとき(法定代理人もしくは保佐人の同意書を提出することにより、承認されることがあります。)
- ④ その他、甲および乙の審査により、不適当と判断されるとき

### 第4条(有効期限)

本サービスのご利用期間は、通知の利用開始日から1年となります。

2. 前項の期間満了の30日前までにお客様から利用停止の申し出がないときは、利用期間は同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様となります。

### 第5条(利用代金)

利用申込の際、お客様は乙へ2ヶ月分のご利用代金ならびにこれらに対する消費税を支払います。なお、そのうち1ヶ月分については最終利用月のご利用代金に充当いたします。

2. 支払方法については、本規約第6条に従い、乙指定金融機関の口座からの引落としとなります。
3. オプションサービスをご利用になった場合については、翌月以降の引落日額に加算されます。
4. 支払われた利用代金については、原則として返還されません。

### 第6条(支払方法)

農園への入園料等の代金は毎月末日を締切日とし、翌月27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に、ご指定の口座より引落しされます。

### 第7条(遅延損害金)

お客様が支払代金を滞納した場合、お客様は法定の遅延損害金を支払代金にあわせて支払うものとします。

### 第8条(サービス提供の停止)

お客様が次のいずれかに該当する場合、甲および乙は事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止します。なお、サービスの再開については、甲および乙が再開を適切であると判断し、適切であると判断した日からとなります。

- ① 引落日額をご登録いただけない場合
- ② 指定引落日額から代金引落しができなかった場合、またはそれ以外の支払方法による場合において、乙がその支払事実を確認できないとき
- ③ お客様が利用申込書に虚偽の事項を記入し、または記入漏れが解消しない場合
- ④ お客様が本規約のいずれかに違反している場合、またはその恐れがあると合理的に判断される場合
- ⑤ お客様が著しく本広場の運営趣旨に反する活動をし、他のお客様または農園がある地域の方々の方々の名誉を傷つける等の行為をした場合
- ⑥ 長期にわたる利用の休止等により、本サービスの利用意思がないものと甲または乙が判断した場合

### 第9条(利用申込後の変更)

お客様がご利用停止の際またはその後、乙に届け出た内容に変更が生じた場合、お客様は遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

2. 前項の届出がない場合、お客様が不利益を被ったとしても、甲および乙は一切その責任を負いません。

### 第10条(サービス利用の停止)

お客様が本サービスの利用停止を希望される場合は、利用停止の30日前までに乙へ書面にて申し出るものとします。利用を停止されましたお客様は全ての権利を喪失します。但し、既に発生したご利用代金等の債務は利用停止によっても免れるものではありません。

2. 乙はお客様に対し、「ご利用申込書」「口座振替依頼書」等の返却はしないものとします。

#### 第 11 条(禁止事項)

お客様は、本サービスの利用に際し、次に掲げる行為またはそのおそれがある行為をしないものとします。

- ① 甲、乙または第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権、パブリシティ権を侵害する行為
- ② 真偽を問わず、甲、乙または第三者を差別、脅迫、誹謗中傷し、またはその信用もしくは名誉を毀損する行為
- ③ 甲、乙または第三者に不利益または損害を与える行為
- ④ 甲または乙の運営を妨げる行為
- ⑤ 法令、条例等違反または公序良俗に反する行為
- ⑥ 犯罪行為、犯罪的行為を助長、またはその実行を暗示する行為
- ⑦ 甲および乙に無断で、農薬を散布する行為
- ⑧ 甲および乙に無断で、多年生植物の木本や草本等を植える行為
- ⑨ 本規約、その他乙が定める規約に反する行為
- ⑩ その他甲および乙が不適切と判断する行為

2. お客様が前項各号に該当する行為をし、それにより甲または乙が何らかの損害を被った場合には、甲または乙はお客様に対し、損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第 12 条(善管注意義務)

乙は、善良なる管理者の注意をもって管理業務を行うものとする。

#### 第 13 条(免責)

次に掲げる事由による植物への影響については、甲および乙は一切の責任を負わないものとします。

- ① 天候などの自然現象による植物への影響
- ② その他、不可抗力による植物への影響

#### 第 14 条(果実)

お客様が栽培した野菜や花等の植物は、お客様が収穫・所有する事ができるものとします。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲または乙が収穫できます。

- ① 一定期間、作物を放置して何らの連絡がない場合
- ② 収穫代行の依頼があった場合
- ③ 本規約に反して、本サービスの一部または全部を停止された場合

#### 第 15 条(本規約の変更の了承)

乙は、利用者の承諾なしに乙が発行する媒体またはウェブサイトその他の方法でお知らせすることにより、本規約を変更する事ができるものといたします。

#### 第 16 条(協議解決)

本規約に対する疑義および本規約に定めのない事項に関しては、当事者が協議のうえ相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

#### 第 17 条(管轄裁判所)

本規約である契約事項に関して紛争が生じ、それを裁判によって解決する場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条(準拠法)

お客様と乙との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国の法律が適用されます。

#### 附則

1. 本規約は、平成 21 年 9 月 28 日より施行いたします。